

厚木市職員の退職管理



厚木市マスコットキャラクター

あゆみちゃん

総務部職員課

目 次

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制……………	P 2
働きかけ規制の範囲……………	P 3
元職員（＝再就職者）による働きかけが禁止される期間・ 職務のイメージ……………	P 4
再就職情報の届出……………	P 5
厚木市職員の退職管理に関する条例……………	P 6
厚木市職員の退職管理に関する規則……………	P 7
Q & A……………	P 11

再就職者による依頼等（働きかけ）の規制 （地方公務員法第38条の2関係）

離職後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業又はその子法人と在職していた厚木市との間の契約等事務について、**離職後2年間**、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されています。

違反した場合

懲役又は罰金、過料に処されます。

【要求又は依頼すること（＝働きかけ）とは？】

★再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること。

在職時に物品の購入を担当していた職員が、離職後に事務用品販売店に再就職し、現職職員に対し再就職先が有利となるように仕様書の作成を要求、依頼すること。

★公になっていない情報を提供するように要求、依頼すること。

在職時にA事業補助金の交付事務を担当していた職員が、離職後に自治会長に就任し、現職職員に対し、A事業補助金の公表されていない詳細な審査基準の提供を要求、依頼すること。

★再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること。

在職時に開発許可を担当していた職員が、離職後に建設会社に再就職し、開発許可申請に必要な書類が整っていないのにも関わらず、現職職員に許可を要求、依頼すること。

職員は、元職員（＝再就職者）から上記の禁止されている要求又は依頼（＝働きかけ）を受けたときは、公平委員会に届け出なければなりません。（地方公務員法第38条の2第7項）

【元職員（＝再就職者）】

常勤一般職のほか、市立病院職員、市立小学校及び中学校の県費負担教職員を含みます。（臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員、非常勤職員を除く。再任用短時間勤務職員、任期付職員は含む。）

【営利企業等】

営利企業及び営利企業以外の法人（国、地方公共団体、特定独立行政法人を除く。）

【執行機関の組織等】

市長部局、教育委員会、議会事務局、市立病院、選挙管理委員会事務局等

【契約等事務】

元職員の再就職先企業やその子法人と厚木市との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約に関する事務、元職員の再就職先企業やその子法人に対する処分に関する事務

働きかけ規制の範囲

在職中の役職や職務内容により規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。

①すべての元職員（＝再就職者）

離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対し、離職前5年間の職務に関する契約等事務について、**離職後2年間**、働きかけを禁止。（地方公務員法第38条の2第1項）

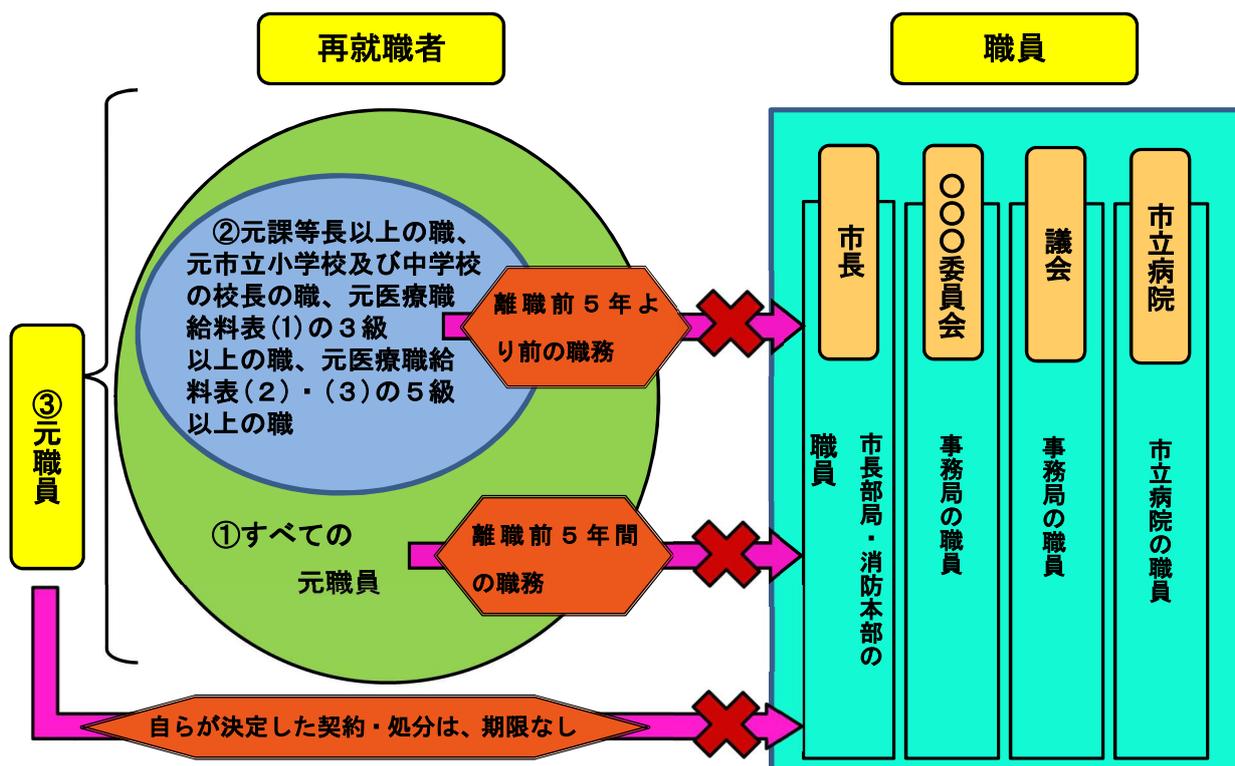
②離職前5年より前に課等長以上の職、市立小学校及び中学校の校長の職、医療職給料表（1）の3級以上の職、医療職給料表（2）・（3）の5級以上の職に就いていた元職員（＝再就職者）

①に加え、離職前5年より前に課等長以上の職に就いていたときの執行機関の組織等の職員に対し、**課等長以上の職、市立小学校及び中学校の校長の職、医療職給料表（1）の3級以上の職、医療職給料表（2）・（3）の5級以上の職**に就いていたときの職務に関する契約等事務について、**離職後2年間**、働きかけを禁止。（地方公務員法第38条の2第4項、第8項、厚木市職員の退職管理に関する条例第2条）

③元職員（＝再就職者）が在職中に自らが決定した契約、処分への働きかけ

①、②に加え、在職した執行機関の組織等の職員に対し、自らが決定した（最終決裁権者となっている場合をいう。）契約、処分であって、再就職企業又はその子法人との間で締結したもののについて、**期間の定めなく**、働きかけを禁止。（地方公務員法38条の2第5項）

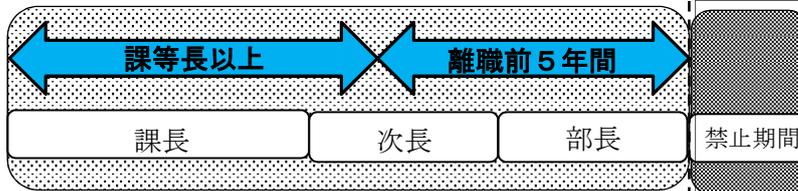
元職員（＝再就職者）による働きかけの規制のイメージ



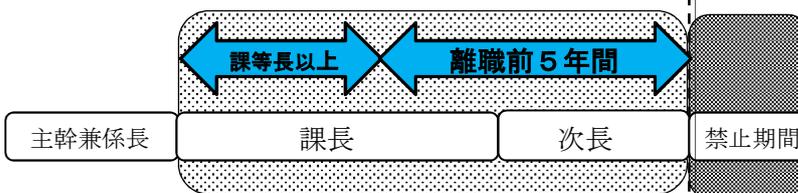
元職員（＝再就職者）による働きかけが禁止される期間・職務のイメージ

年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

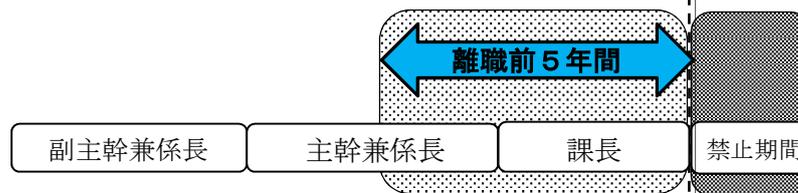
【Aさん】



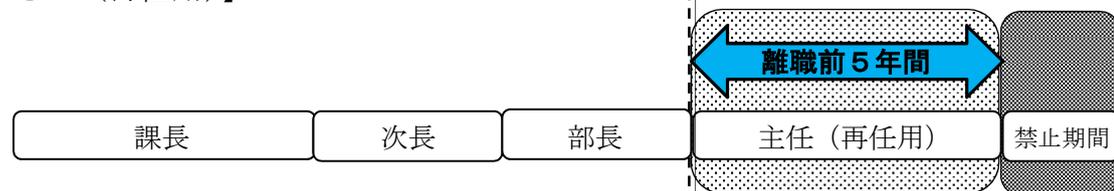
【Bさん】



【Cさん】



【Dさん（再任用）】



※自らが決定（最終決裁権者）した再就職先と市との間の契約等事務については無期限で禁止

 は、働きかけが規制される職務の対象期間（離職前5年間に担当していた職務。離職前5年より前に課等長以上の職に就いていた場合は、当該職にあった時の期間を含む）

 は、働きかけが規制される期間（離職後2年間。ただし、自らが決定（最終決裁権者）した再就職先と市との間の契約等事務については無期限で禁止。）

再就職情報の届出 (地方公務員法第38条の6、厚木市職員の退職 管理に関する条例第3条関係)

元職員（＝再就職者）で、課等長以上の職に就いていたものは、再就職情報について、任命権者に届け出なければなりません。

届出の概要

○届出の対象者

課等長以上の職に就いていた元職員（＝再就職者）

○届出が必要な場合

- ①営利企業以外の法人その他の団体（厚木市を除く。）に就職した場合（報酬を得る場合に限る。）
- ②営利企業に就職した場合（日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除く。）

※届出義務期間内に、届け出た内容に変更があった場合離職した場合についても届け出が必要です。

○届出義務期間

離職後2年間

○届出事項

- ①氏名 ②生年月日 ③離職時の所属及び職 ④離職日 ⑤再就職日
- ⑥再就職先の名称 ⑦再就職先の業務内容 ⑧再就職先における地位

○届出の手続・様式

再就職届出書を離職した職の任命権者に速やかに提出

【届出不要な場合】

- ①任命権者等の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下、「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- ②再任用職員として採用された場合

厚木市職員の退職管理に関する条例・規則

厚木市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者等への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）にあっては、教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

厚木市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに厚木市職員の退職管理に関する条例（平成28年厚木市条例第 号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(内部組織の長に準ずる職)

第4条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 行政職給料表(1)、消防職給料表又は企業行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものが就いている職
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものが就いている職
- (3) 小学校及び中学校の校長の職

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第5条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職

者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第6条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する職員とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第7条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第8条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認手続）

第9条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者（県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）にあっては、教育委員会）に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

(5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

(6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項又は次条に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

(7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

（部長又は課長に相当する職）

第10条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職

とする。

(1) 行政職給料表(1)、消防職給料表又は企業行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は6級であるものが就いている職

(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は3級であるものが就いている職

(3) 医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は5級であるものが就いている職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第11条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第12条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第13条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第4条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第14条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として規則で定めるものは、第5条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第15条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第16条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第10条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第17条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職

に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第11条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第18条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- (1) 行政職給料表(1)、消防職給料表又は企業行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級、7級又は6級であるものが就いている職
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級、4級又は3級であるものが就いている職
- (3) 医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は5級であるものが就いている職
- (4) 小学校及び中学校の校長の職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第19条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合

(任命権者への再就職の届出)

第20条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、任命権者が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の所属及び職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

Q&A

働きかけ規制関係

Q 1 働きかけ規制の対象となる「職員」であった者とはどのような職員ですか。

A 1 一般職に属する職員（臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）です。特別職である嘱託員や市長、副市長などは含まれません。

Q 2 「再任用職員」や「任期付職員」であった者は働きかけ規制の対象職員ですか。

A 2 再任用職員や任期付職員も働きかけ規制の対象職員になります。

Q 3 「営利企業等」とは何ですか。

A 3 営利企業に加えて、非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）を指します。このため、公益法人、NPO法人等も営利企業等に含まれます。

Q 4 「再就職者」とは何を指しますか。

A 4 職員であった者であって、離職後に営利企業等に就職している者です。

Q 5 「地方公共団体の執行機関の組織等」とは何ですか。

A 5 「地方公共団体の執行機関の組織（市長部局等）」若しくは「議会の事務局」若しくは「特定地方独立行政法人」を言います。

Q 6 在職していた職が廃止され他の執行機関へ事務が移管された場合、働きかけ規制の対象となる「執行機関の組織等の職員」とは何を指すことになりますか。

A 6 例えば、再就職者が離職前5年間に在職していた市長部局で就いていた職が廃止され、当該職に係る事務が教育委員会へ移管された場合の当該教育委員会の事務局及び学校に属する職員となります。

Q 7 「子法人」とは何ですか。

A 7 営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人を言います。

Q 8 「契約等事務」とは何ですか。

A 8 ①再就職者が就職している営利企業等やその子法人と厚木市との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務、②当該営利企業等やその子法人に対して行われる処分に関する事務

Q 9 「処分」とは何ですか。

A 9 行政手続法第2条第2項に規定する処分であり、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為を言います。

Q 10 「職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼」とはどのようなことですか。

A 10 契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけではなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象となります。なお、働きかけの内容が不正か否かは問いません。

（例）

- ①再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- ②公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- ③再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- ④再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼 など

Q 11 自らが決定した契約・処分の「自らが決定した」とはどのような場合ですか。

A 11 契約又は処分に関して、最終的な決裁者として決裁を行った場合（最終決裁権者）となっている場合のことを言います。

Q 12 契約や処分に関する働きかけであれば、「不正な行為」を求めるものでない働きかけでも禁止されるのですか。

A 12 不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。これに該当した場合は過料の対象になります。なお、職務上不正な行為を働きかけた場合（又は相当な行為をしないように働きかけた場合）には、刑罰（懲役又は罰金）の対象になります。

Q 13 かつて在職した執行機関の組織等との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払を請求したり、執行機関の組織等から委託を受けている調査事務について打ち合わせをしたりすることなども禁止されているのですか。

A 13 再就職者による働きかけ規制には例外が認められています。

- ①・試験、検査、検定その他の行政上の事務であって、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るものを遂行するために必要な場合
 - ・行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合
- ②・行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合
 - ・行政庁の処分により課された義務を履行する場合
 - ・これらに類する場合として規則で定める場合
 →法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合
- ③・行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合
- ④・地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
- ⑤・法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）
- ⑥・再就職者が職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として規則で定める場合において、任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合
 - 要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合

Q14 再就職者から働きかけを受けた場合はどうしたらよいですか。

A14 公平委員会事務局（行政総務課）まで連絡の上、公平委員会委員長宛てに届け出てください。

なお、不明な点があれば、職員課人事研修係又は公平委員会事務局に問い合わせてください。

再就職情報の届出関係

Q15 再就職情報の届出の対象者は。

A15 一般職に属する職員（臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）であった者のうち、課等長以上の職にあった者です。

Q16 「再任用職員」や「任期付職員」であった者は届出の対象ですか。

A16 再任用職員や任期付職員であった者も再就職の届出の対象者になります。

Q17 届出が必要な場合はどのような場合ですか。

A17 ①営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合（報酬を得る場合に限る。）
②営利企業に就職した場合。なお、以下の場合には届出の必要はありません。

- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職したときであって、報酬を得ない場合
- ・ 日々雇い入れられる者である場合
- ・ 任命権者等の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となった場合
- ・ 厚木市の再任用職員となった場合

Q18 届出が義務付けられている期間は。

A18 職員を離職後2年間です。

Q19 再就職について届け出た後、離職後2年以内に再就職先を退職した場合は届出が必要ですか。

A19 再就職先を退職した場合についても、そのことを届け出る必要があります。なお、その後に再度就職した場合には、届出が必要な期間内であればその再就職情報を届け出る必要があります。また、再就職情報として届け出た内容に変更があった場合にも、届出が必要な期間内であればそのことを届け出る必要があります。

Q20 「営利企業以外の法人その他の団体」とは何ですか。

A20 法人であるかどうかを問わず、営利企業以外のすべての団体です。

Q21 「日々雇い入れられる者」とは何ですか。

A21 任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者です。

Q22 届出書の様式はどこにありますか。

A22 グループウェアのマニュアル集⇒総務部⇒職員課⇒人事研修⇒人事関係⇒退職管理にあります。

Q23 届出書の提出先はどこですか。

A23 職員を離職した時の任命権者の人事担当課（市長部局は職員課、教育委員会は教育総務課等）へ提出してください。

Q24 届出書はいつまでに出さないといけませんか。

A24 事実が発生した場合は「速やかに」届け出ることとなっています。

Q25 届出書の「再就職先の業務内容」欄には何を記載すればよいですか。

A25 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人等の主な業務内容を分かりやすく、簡潔に記載してください。